

平成16年第1回  
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成16年2月26日

西多摩衛生組合議会

平成16年第1回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成16年2月26日(木)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 出席議員

1番 木原 武雄	2番 小池信一郎	3番 大坪 国広
4番 大西 英治	5番 浜中 啓一	6番 木下 克利
7番 高橋美枝子	8番 門間 淑子	9番 船木 良教
10番 森田 昌巳	11番 松山 清	12番 今林 昌茂

欠席議員

なし

正副管理者

管 理 者	並木 心	副 管 理 者	竹内 俊夫
副 管 理 者	野澤 久人	副 管 理 者	石塚幸右衛門

収 入 役 飯田 恭之

西多摩衛生組合

事 務 局 長	森田 義男	業 務 課 長	田端 元
総 務 課 長	渡辺 良郎	施 設 課 長	加藤 一夫
管 理 課 長	島田 善道		

構成市町担当職員

青梅市環境部長	中里 全利	福生市生活環境部長	高橋 保雄
羽村市産業環境部長	下田 和敏	瑞穂町生活環境課長	鈴木 延男

平成16年第1回西多摩衛生組合議会定例会次第

平成16年2月26日

午後1時30分

組 合 会 議 室

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議員提出議案第1号  
西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第4 認定第1号  
専決処分の承認を求めることについて  
(西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第1号  
西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第2号  
平成16年度西多摩衛生組予算
- 日程第7 議案第3号  
平成16年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について
- 日程第8 議案第4号  
財産の無償譲与について
- 日程第9 議案第5号  
東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

午後1時30分 開会

○議長（森田昌巳） 本日は、平成16年第1回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともご多忙の中、全員ご出席を賜りましてありがとうございます。

本日の議員現在数12名、出席議員12名、欠席議員ゼロであります。よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

それでは、ただいまから平成16年第1回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時31分 休憩

午後1時40分 再開

○議長（森田昌巳） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） 皆様こんにちは。議長のお許しをいただきまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成16年第1回西多摩衛生組合定例会を招集申し上げましたところ、各構成市町では3月定例議会を前にいたしまして大変お忙しい中にもかかわらず、全員の議員の皆様方にご出席を賜り開催できましたことを厚くお礼申し上げます。

また、日ごろより当組合の運営につきまして深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げさせていただきます。

さて、現在の組合の事務事業の状況でございますけれども、平成15年度のごみの搬入量につきましては、当初7万4,000トンを予定しておりましたが、本年の1月末現在で約6万4,000トンが搬入されております。これは前年度の1月と比較いたしますと約1,300トン、2.1%の増となっております。このまま推移いたしますと、平成15年度末では当初を1,000トン以上上回る7万5,000トンを超えるのではないかと予想をされております。

搬入量の内訳を見ますと、一般家庭から排出されますごみは減少しておりますが、事業系の一般廃棄物が一昨年に比較して10%以上増加しております、これが全体のごみ搬入量の増加の原因となっております。

なお、平成15年度的肉骨粉の焼却につきましては、平成15年12月からそれまでの日量8トンから3トン減の日量5トンの受け入れをしております、平成16年1月末現在で約1,900トンの焼却となっております。

このほか「フレッシュランド西多摩」におきましては、平成15年度の利用客数は1月末で13万人を超えておまして、1日平均で申し上げますと510人となっております。近隣に大型の浴場施設ができましたことなどにより、昨年と比較いたしまして、若干ではありますが利用者が減少しておりますが、今後とも多くの皆様にご利用いただけるよう、施設の充実に努めていきたいと考えております。

さて、本日ご提案申し上げます案件につきましては、平成16年度西多摩衛生組合予算のほか5件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会にあたりましてごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田昌巳） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配付いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

5番 浜 中 啓 一議員

6番 木 下 克 利議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、総務課長より報告いたします。渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、西衛発第658号、平成16年2月19日付をもちまして管理者より議長あてに、平成16年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨の通知があり、これを受理していたしてございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元に配付させていただいております審議日程の順序により進めさせていただくことといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りすることといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議会運営についてでございますが、一括議案につきましては、日程第6号、議案第2号、平成16年度西多摩衛生組合予算と日程第7号、議案第3号、平成16年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括してご審議願うことといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、本定例会における議事説明員といたしまして正副管理者、収入役、事務局長以下事務局職員が出席しておりますので、あわせて報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおり進めますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期につきましては、2月26日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） ご異議なしと認めます。よって、会期については本日1日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程第3、議員提出議案第1号、西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。木原武雄議員。

○1番（木原武雄） 議長の許可をいただきましたので、議員提出議案第1号、西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則につきましてご説明をいたします。

まず、西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則、上記の議案を提出する。平成16年2月26日、提出者西多摩衛生組合議会議員木原武雄、賛成者同上木下克利、同上高橋美枝子、同上松

山清、以上の皆さん方でございます。

会議におけます質疑の回数を変更するため、西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する必要がありますので、本案を提出する。

西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則、西多摩衛生組合議会会議規則（昭和 37 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条中、「2 回」から「3 回」に改める。

第 34 条に次の 1 項を加える。3、質問の回数については、第 33 条の規定を準用する。

附則、この規則は平成 16 年度 2 月 26 日から施行するものでございます。

いずれにしましても、皆さん方、慎重審議をしていただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第 1 号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） ただいまお諮りいたしましたところ、本案に対する異議がありましたので、本案に対して討論を行いたいと思います。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） それでは、討論はこれをもって終了いたします。

議員提出議案第 1 号につきましては、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（森田昌巳） ありがとうございます。挙手多数でございますので、議員提出議案第 1 号、西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 4、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま議題となりました承認第 1 号、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

本案の職員の給与条例の改正につきましては、構成市町ではそれぞれ平成 15 年 12 月議会に上程され、可決されております。西多摩衛生組合職員の給与につきましては、従来より羽村市に準じて改定をしておりましたことから、当組合といたしましても当議会にお諮りをすべきところでしたが、いずれも 12 月定例会中ということで、議会の招集をするいとまがなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をさせていただいたものでございます。

今年度、人事院は民間給与との格差を是正するため、昨年に引き続き国家公務員の給与について、1.07%の引き下げ勧告を行いました。また期末勤勉手当につきましても、民間の動向を踏まえ、0.25カ月のマイナスという5年連続の引き下げ勧告をしております。

一方、東京都人事委員会でも、東京都の職員給与が民間給与を0.8%上回る官民格差が生じているとし、給料表の引き下げ改定及び扶養手当の改定によりこれを是正し、期末手当につきましても人事院勧告と同様に0.25月分を引き下げる勧告を行っております。

これらの勧告、構成市町の動向を考慮した結果、給料表の引き下げ及び扶養手当の改定、期末手当の引き下げを内容とする条例の一部改正を専決処分で行わせていただいたところでございます。

改正の詳細につきましては、事務局から説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） それでは、専決処分をいたしました西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の細部につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。3枚目でございます条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、第9条第3項でございますが、扶養手当の月額に関する規定でございます。第1号の前項第1号に掲げる者、これは配偶者でございますが、この配偶者及び第2号に規定されている扶養親族である子のうち、職員に配偶者がいない場合に限り、1人目の子に対する扶養手当の額を現行月額1万6,000円から500円引き下げまして1万5,500円といたしましたものでございます。

次に、第20条第2項は期末手当に関する規定でございます。これは期末勤勉手当の年間支給を100分の25引き下げるものでございまして、3月の支給を100分の55から100分の30にいたしましたものでございます。

恐れ入ります。次のページでございます別紙をごらんいただきたいと思います。

別表第1でございます。それから裏面に別表第2がございます。これは給料表の規定でございます。

初めに、別表第1の一般職給料表（1）につきましてご説明申し上げます。一般職給料表（1）は、一般行政職の職員に適用するものでございまして、1級から3級は主事並びにこれに相当する職にある者、4級は主任、5級は係長、6級は課長補佐、7級は課長、8級は統括課長、9級は部長にそれぞれ適用するものでございます。

この給料表によりまして給与改定をいたしておりますが、表上と実質の改定率、引き下げ額を申し上げますと、表上の改定率はマイナス0.81%で、引き下げ額は2,826円となりまして、実質の改定率はマイナス0.82%でございます。また引き下げ額につきましては3,259円でございます。

恐れ入ります。裏面にございます別表第2の一般職給料表（2）をごらんいただきたいと思います。一般職給料表（2）につきましては、技能・労務職の職員に適用するものでございます。2級につきましては特に高度の技能、または経験を必要とする業務を行う職にある者、3級は技術主任等にある者、1級につきましては2級及び3級に属さない職務にある者についてそれぞれ適用するものでございます。

別表第2の表上と実質の改定率、引き下げ額を申し上げますと、表上での改定率はマイナス0.78%で、2,261円の引き下げ額となります。また実質での改定率はマイナス0.79%で、引き下げ額は2,800円でございます。

恐れ入ります。新旧対照表の裏面をごらんいただきたいと思います。

附則についてご説明申し上げます。第1項は施行期日に関する規定でございます。平成16年1

月1日から施行いたしましたものでございます。

第2項は期末手当の特例措置に関する規定でございまして、今年度の給与改定は、全給料表の引き下げを実施いたしておりますが、その実施時期は職員給与水準を引き下げる内容でございまして、遡及することなく条例の公布の日の属する月の翌月の初日から実施することが妥当であるとした人事院及び東京都の人事委員会の勧告に従いまして、平成16年1月1日といたしたところでございます。

しかし、昨年4月からこの改定の実施の前日までの期間にかかる官民格差相当分を解消するため、所要の調整といたしまして0.1月分の削減を平成16年3月期の期末手当においてあわせて実施するものでございます。

なお、ただいま説明申し上げました内容につきましては、最後のページに概要としてまとめてございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） ご異議なしと認めます。よって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第1号、西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま議題となりました議案第1号、西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、フレッシュランド西多摩の利用者からの要望にこたえ、回数券の発行をするものでございまして、回数券につきましては、10回分の料金で11回利用できる入浴券を回数券として販売するものでございます。

また、回数券の発行により利用者の利便や増加が期待でき、受付における時間短縮にも効果が見込まれるものと考えております。

改正の詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（森田昌巳） 加藤施設課長。

○施設課長（加藤一夫） それでは、私の方から議案第1号、西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例の細部につきましてご説明申し上げます。

議案書裏面の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。存じます。



左側が改正前でございます。右側が改正後でございます。また改正部分にはアンダーラインが引かれてございます。

まず、第6条でございますが、別表を「別表第1」に改めるものでございまして、現在、別表は料金表の1表のみでございますが、今回改正によりまして別表が新たに加わることによりますことから、現在ある別表を「別表1」としようとするものでございます。

次に、第6条の2、回数券の発行でございますが、第6条の次に第6条の2を新たに加えて、こちらで回数券の発行を定めようとするものでございます。第6条の2、浴場施設を使用しようとする者に回数券を発行することができるということで、回数券の発行を定めております。

第2項、回数券の種別及び金額は別表第2のとおりとする。回数券の種別及び金額を定めたものでございまして、内容につきましては別表第2で説明させていただきたいと存じます。

次に、第3項でございます。浴場施設使用料は回数券をもって納付することができるということでございます。現行では現金のみの利用を定めてございますが、ここで回数券での利用を定めたものでございます。

次に、第6条関係の別表でございますが、先ほども第6条で申し上げました別表を別表第1に改めるものでございます。ここには記載してございませんが、表中には浴場施設及び多目的施設の使用料が記載されてございます。

次に、別表第2の回数券の種別及び金額でございますが、区分といたしましては、構成市町に在住する者と構成市町在住以外の者に区分してございます。

種別及び金額でございますが、構成市町に在住する者は発行の日から1年間有効の回数券、大人3時間、11回分が5,000円、子供同じく2,500円でございます。構成市町在住外外の者につきましても大人3時間、11回分で8,000円、子供4,000円となっております。3時間のみの発行とさせていただきましてのは、前年度及び今年度の利用実績等を勘案いたしまして、このようにさせていただいたものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は平成16年4月1日から施行するということでございます。以上でございます。

○議長（森田昌巳） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。4番大西議員。

○4番（大西英治） この回数券の発行というのは大変いいことだなというふうに感じますが、我々も有効期限内にもう使わないから買い取ってくれというような事態が想定されるのですが、これなどはどんなふう to 規定されるのか。

○議長（森田昌巳） 加藤施設課長。

○施設課長（加藤一夫） 一応回数券の中には、引き取りですとか買い取り、こういうものはできませんというふうな項目が記載されてございます。その中でカバーできるのかなというふう to 考えております。それと途中まで使われたものにつきましては、もう買い取り等引き換えはできないというふう to になってございます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） ほかにございませんか。7番高橋議員。

○7番（高橋美枝子） 回数券については10回の料金で11回利用できるということなんですが、利便性というか、そういうことだと思うんですが、それとあとやはりお客さんをとということだと思うんですが、高齢者に対する割引なんてことはこの検討の中でされなかったかどうか伺います。

○議長（森田昌巳） 加藤施設課長。

○施設課長（加藤一夫） 高齢者への割引きということで、この余熱利用施設ができ、料金体系ができた段階で質問があったわけなんです、私どもの施設、これは立川浴場組合の方とも協議してございます。また一般の浴場施設ということで、そちらの方の割引きにつきましては市の方で考えていただけないかということで、市の方で福祉課なり何なりあるわけでございますので、そちらの方で考えていただけないかということで、このような料金体系をとったという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 11番松山議員。

○11番（松山 清） 回数券の発行ということではいいことだと思いますけれども、この方法を検討する上で、私は例えば10回分で4,500円という、そういう発行の方法というのは全然検討するに値しなかったわけですか。その点をお聞きしておきたいと思います。

○議長（森田昌巳） 加藤施設課長。

○施設課長（加藤一夫） そちらの方は、いろいろな形の中で他の施設も調査させていただいた経緯がございます。その中でやはり10回で1回サービスというような部分が非常に多かったものでございますので、今回もこのような形をとらせていただきたいと、他の施設を参考にさせていただいたという形でございます。

○議長（森田昌巳） 11番松山議員。

○11番（松山 清） いろいろ検討されたと思うのですが、ただ、今、不況の中で利用するという側から見れば、10回4,500円というのは購入する価値、大いにありだなというふうに思うわけですが、今後利用状況を見てぜひご検討いただければと思います。

○議長（森田昌巳） ほかにございませんか。

なければ、以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第6、議案第2号及び日程第7、議案第3号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第2号、平成16年度西多摩衛生組合予算及び日程第7、議案第3号、平成16年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま一括議題となりました議案第2号、平成16年度西多摩衛生組合予算及び議案第3号、平成16年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第2号、平成16年度西多摩衛生組合予算につきましてご説明申し上げます。

平成 16 年度予算の算出の基礎となります数値を申し上げますと、ごみ搬入量につきましては、前年度より 1,000 トン増の 7 万 5,000 トンといたしました。

構成市町の人口につきましては、平成 15 年 10 月 1 日現在の人口数 29 万 3,836 人で、前年度より若干名減少しております。

職員体制につきましては、本年度は 4 名の職員が定年退職いたしますが、退職者の補充はいたしませんので、職員数は平成 15 年度の 33 名から平成 16 年度は 29 名となります。なお、職員の減員部分の補充につきましては、退職者の再雇用や、委託業務内容を一部見直しを行い、対応していきたいと考えております。

予算の内容でございますが、歳出におきましては、人件費や物件費といった維持管理経費の削減に努めたところでございまして、公債費を除いてはすべて減額としております。減額の内訳といたしましては、事務所費における需用費等の経常経費の削減、じん荼処理費においては職員数減における人件費の削減、需用費、委託料等の経常経費の削減、施設維持整備工事の見直し等が主なものでございまして、歳出全体では前年度予算に比較いたしまして 1,000 万円の減となっております。

歳入におきましては、分賦金が 35 億 7,756 万 6,000 円で歳入予算全体の 97.5%となっております。このほか使用料及び手数料、財産収入、繰越金、諸収入をあわせまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36 億 6,000 万円に定めようとするものでございます。

次に、議案第 3 号、平成 16 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定の件についてご説明申し上げます。

本案につきましては、組合予算の 97.7%、金額にいたしまして 35 億 7,756 万 6,000 円の分賦金を構成市町ごとに決定しようとするものでございます。

詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） それでは、議案第 2 号、平成 16 年度西多摩衛生組合予算及び議案第 3 号、平成 16 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。予算書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 16 年度西多摩衛生組合予算の総則を定めたものでございます。第 1 条では、歳入歳出の総額を定めたものでございまして、歳入歳出総額をそれぞれ 36 億 6,000 万円と定めようとするものでございます。

第 2 項で、款、項、区分の金額は第 1 表歳入歳出予算によるものと規定するものでございます。

第 2 条では、一時借入金について規定したものでございまして、組合の経費の中で借り入れる場合の一時借入金につきましては、5,000 万円を限度といたそうとするものでございます。

第 3 条は、歳出予算の流用について定めたものでございます。

恐れ入ります。2 ページをお開きいただきたいと思います。

第 1 表は歳入歳出予算でございます。まず歳入でございますが、第 1 款の分賦金から第 5 款諸収入までの構成となっております。次に歳出でございますが、第 1 款議会費から第 6 款予備費までの構成でございまして、歳入歳出の合計をそれぞれ 36 億 6,000 万円といたそうとするものでございます。

恐れ入ります。6、7 ページをお開きいただきたいと思います。

説明に当たりましては、経常的な経費につきましては例年どおりでございますので、主な変更部分

につきましてご説明申し上げさせていただきます。

まず、歳入でございます。第1款分賦金につきましては35億7,756万6,000円、前年度対比1,741万3,000円の減額となっております。

第2款1項1目使用料につきましては6,450万9,000円で、前年と同額を計上いたしております。

第3款財産貸付収入でございますが、248万7,000円、これは新規計上でございます。旧ポンプ場の敷地を駐車場として貸し付けたことによります収入でございます。

次に、7ページに移りまして、第5款2項1目雑入につきましては535万8,000円で、前年度対比で2,990万円の減額となっております。これは肉骨粉の焼却量の減によるものでございます。

以上、歳入合計は前年度と比較いたしまして1,000万円の減額となりまして、36億6,000万円といたそうとするものでございます。

恐れ入ります。8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

歳出についてご説明申し上げます。第1款組合議会費でございますが、143万円、対前年度比64万6,000円の減額でございますが、主なものといたしましては9節の旅費で、隔年実施いたしております行政視察を16年度は実施しないことによるものでございます。

次に、9ページに移りまして、第2款事務所費の1項1目一般管理費は2億914万6,000円、対前年度比862万9,000円の減額となっております。減額の主なものといたしましては、退職手当組合への特別負担金の減額によるものでございます。

恐れ入ります。10、11ページにつきましては通常管理経費でございますので、恐れ入ります。12、13ページをお開きいただきたいと思います。

第2目庁舎管理費は1,664万7,000円、対前年度比149万2,000円、8.2%の減額でございます。これは需用費や委託料などの経常経費の削減に努めたものでございます。

恐れ入ります。14、15ページをお開きいただきたいと思います。

第3款1項1目じん芥処理費は、10億9,365万5,000円を計上いたしまして、対前年度比1,109万9,000円の減額となっております。主なものといたしまして、第2節から第4節までは職員15名分の人件費で、対前年度比2,650万7,000円の減額でございます。これは退職による職員3名の減によるものでございます。

第11節需用費では2億8,138万7,000円の計上でございます。対前年度比2,895万2,000円の減額となっておりますが、主なものといたしまして公害防止用の薬品類などの消耗品費で1,744万5,000円の減額、光熱水費では電気料等で1,077万円を減額いたしましたものでございます。

第13節委託料は2億2,918万3,000円を計上いたしましたが、対前年度比で590万8,000円の増額となっておりますが、主なものといたしまして、ごみ焼却業務委託料1億1,678万7,000円、対前年度比1,388万7,000円の増額でございます。これは定年退職に伴う欠員に対応するため、運転業務の見直しを行いまして、土曜、日曜、夜間の運転業務をすべて業者委託といたそうとするものでございます。

また、説明欄の一番下でございます設備保全管理技術支援業務委託料411万6,000円は新規計上いたしましたものでございます。これはごみ焼却施設の維持管理上重要な定期補修工事について、廃棄物の専門的な知識を持った第三者機関に設計、積算の査定を委託いたしまして、コスト評価等を行い、効率的な維持管理業務の確立を図ろうとするものでございます。

恐れ入ります。16、17ページをお開きいただきたいと思います。

委託料の説明欄の一番下でございます計量器ソフト変更等委託料210万円は新規計上でございます。

これは搬入されたごみの重さを車両ごとに記録していたものを、それを業者ごとに記録するシステムに変更したそうとするものでございます。

第15節工事請負費は4億1,607万4,000円、対前年度比3,807万4,000円の増額となっておりますが、これは長期計画により排ガス中に含まれます窒素酸化物を除去いたします脱硝装置の交換に伴う増額でございます。

第18節備品購入費122万5,000円は、ごみ搬入口前のプラットホームの清掃用備品を購入いたそうとするものでございます。

恐れ入ります。18、19ページをお開きいただきたいと思います。

第4款余熱利用施設事業費、施設運営費は1億3,304万3,000円、対前年度比468万5,000円の減額でございます。主なものといたしましては、第2節から第4節までの職員1名分の人件費で、職員の減によるものでございます。

第7節賃金189万円は、職員の減員による欠員を臨時職員によりまして対応いたそうとするものでございまして、新規計上でございます。

第11節需用費は5,117万5,000円、対前年度比78万5,000円の増額でございますが、これは光熱水費が主なものでございます。

第13節委託料は6,378万5,000円で、対前年度比537万1,000円の増額でございますが、主なものといたしまして受付及び清掃業務委託料5,227万3,000円、対前年度比229万円の増額でございます。これは衛生管理の徹底とレジオネラ菌対策として営業終了後の浴槽清掃を追加いたそうとするものでございます。

恐れ入ります。20、21ページをお開きいただきたいと思います。

同じく委託料の説明欄の一番下でございますが、券売機システム変更委託料33万6,000円は、新紙幣の発行に対応するため券売機のシステム変更をいたそうとするものでございます。

第16節原材料費110万3,000円は、昨年土地交換により取得した土地に花壇を設置いたしまして、地域のボランティアの方々との協働で花等の栽培をいたそうとするものでございます。

21ページに移りまして、第5款公債費でございますが、公債費は借りに伴います返済でございます。返済額につきましては、平成22年までは21億円前後で推移する予定となっております。

恐れ入ります。22ページをお開きいただきたいと思います。

第6款予備費につきましては693万6,000円を措置させていただくものでございます。

以上、歳出合計は対前年度比1,000万円減額いたしまして36億6,000万円となるものでございます。

続きまして、関係資料でございますが、24ページから33ページにつきましては、ただいま説明申し上げました給与費の明細でございます。

34ページでございますが、地方債に関する調書ございまして、右側の一番下でございます139億6,869万8,000円が平成16年度末における地方債の現在高となる見込み額でございます。

以上で予算関係の説明とさせていただきます。

次に、平成16年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。議案第3号の裏面をご用意いただきたいと思います。

表1は分賦金の比較でございます。先ほど説明申し上げましたが、平成16年度予算に基づきまして構成市町の分賦金を積算いたしましたものでございまして、青梅市は16億6,191万9,000円と積算い

たしまして、対前年度比 1,223 万 5,000 円、0.7%の減となっております。福生市におきましては 7億 4,819 万円、対前年度比 41 万円で、0.1%の減となっております。羽村市におきましては 6億 8,854 万 3,000 円、対前年度比 1,582 万 3,000 円、2.4%の増となっております。瑞穂町におきましては 4億 7,891 万 4,000 円、対前年度比 1,423 万 5,000 円、3.1%の増となっております。合計いたしまして 35 億 7,756 万 6,000 円、前年度比 1,741 万 3,000 円、0.5%の増額となっております。

次に表 2 でございますが、表 2 は人口割合の前年度との比較でございますが、青梅市では 33 人が、福生市では 428 人がそれぞれ減少いたしております。羽村市では 240 人、瑞穂町では 207 人がそれぞれ増加してございまして、合計では 14 人減少いたしまして、構成市町の人口はあわせて 29 万 3,836 人となっております。

次の表 3 はごみ量を前年度と比較いたしましたもので、青梅市は 1,500 トン減少いたしまして 3 万 3,500 トン、福生市では 400 トン増加いたしまして 1 万 5,100 トン、羽村市では 900 トン増加いたしまして 1 万 4,200 トン、瑞穂町では 1,200 トン増加し 1 万 2,200 トンと見込みまして、ごみの搬入量の合計としては 7 万 5,000 トンと見込んだものでございます。

以上で平成 16 年度西多摩衛生組合予算及び平成 16 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。7 番高橋議員。

○7 番（高橋美枝子） 一応 3 項目といたしますが、3 点にわたって質問いたします。

これは運営にかかわることということで、直接この議案書には関係ないのですが、1 点目です。きのう、2 月 25 日に西秋川衛生組合議会が開かれたそうです。予算の審議の中で明らかになったことは、これまでずっとあった建設用地費が全く計上されていない。凍結というより廃目というべき内容であったということを聞いています。そのことをご存じでしょうか。もしご存知なら詳しい内容を知りたいということです。

2 点目、西秋川衛生組合は老朽化した施設に変わる新しい施設建設の検討を進めてきたはずなのですね。1 点目に質問したように、計上していない建設用地費などを廃目して計上していないということに当たって、西秋川衛生組合から西多摩衛生組合に対して公式にしろ、非公式にしろ何らかの相談だとか協議などが行われたかどうかということ伺いたいと思います。

3 点目です。この西秋川衛生組合は、焼却炉が老朽化しているということでこの建設計画などがずっと検討されてきたわけですね。そういうことをやっっているながら、16 年度は建設用地費が計上されていないということなわけで、もしこの西秋川衛生組合の焼却炉が破損するとか、何か使えなくなっちゃったというような場合、西多摩衛生組合は西秋川衛生組合のごみを受け入れることができるのだろうか、拒否すべきだと思うんですけども、この点について伺いたいと思います。

○議長（森田昌巳） 今、聞きましたけれども、この 16 年度の予算にどのように関係してくるのか。関係ないように。高橋議員。

○7 番（高橋美枝子） 例えば西秋川衛生組合がここにごみを持ってくるということなれば、それこそ今この予算が出されましたけれども、それが大きく変わるという可能性もあるわけですよ。ですから国会の審議なんかでも予算委員会なんかはいろいろな質問がされますよね。ただ数値の計算だけではないんです。ですからお答えいただきたい。

○議 長（森田昌巳） 暫時休憩いたします。

午後2時35分 休憩

午後2時36分 再開

○議 長（森田昌巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

森田事務局長。

○事務局長（森田義男） それでは、3点目のことにつきまして私の方からお答え申し上げますけれども、ごみが西秋川の方から来るかどうかというようなお話だと思いますけれども、これは広域支援協定がございまして、この場合、例えば西秋川衛生組合の炉が火災、あるいはその他不慮の事故で止まってしまった場合、広域支援協定の中でこれは一時的に受け入れるというような協定が結んでございます。これは三多摩の清掃工場、それぞれに協定を結んでおりまして、西秋川衛生組合は私どもの方のブロックになっておりますので、これはそういう場合にはあり得るということでございます。

1、2点については私の方では承知しておりません。

○議 長（森田昌巳） 7番高橋議員。

○7番（高橋美枝子） 1番、2番についてはもう全然知らないということでございますので、これ以上再質問しません。

3点目の不慮の事故、そして一時的ということで受け入れることがあるということになると思うんですが、この西秋川衛生組合の状況を見てみますと、先ほど言いましたように、もう焼却炉が老朽化してどうにかしなければいけない。それに対処するような方法をとっていないというのは、不慮の事故でも何でもないわけですね。そういう意味ではちょっと入れたら一時的にはならないで、ずっとみたいなことになるのではないかというのが非常にみんな心配されているわけですが、その件について、不慮の事故、一時的ということに該当することになるのかどうか、もう一度、これについては管理者の見解を伺いたいと思います。

○議 長（森田昌巳） 管理者並木心君。

○管理者（羽村市長 並木 心） 仮のお話ですけれども、規定どおりに、協定どおりに執行して、考えて、それについて検討させていただきたいと存じます。

○議 長（森田昌巳） ほかにございませんか。8番門間議員。

○8員（門間淑子） 4点質問いたします。先ほど予算説明の中でもちょっとだけ触れられたんですが、はっきりしてなかった部分も含めて4点ということになります。

1問目です。予算書の12、13ページですけれども、庁舎管理費の中の役務費なんですけど、去年は労災保険というのがありました。今回これがなくなっているんですけど、これはどういう理由でなくなったのかということと、なくなったことによる影響ということですね。どういう影響が出るのか、あるいは影響は出ないんだけれども、どういうふうに改善したのかというようなことについてご説明ください。

2番目です。先ほどの話でも出ましたが、退職の方が退職されても補充しないでということですが、16年度の臨時職員はどのぐらいの人数になって、それが今後どういうカーブを描いていくのか、正規職員の方と臨時職員の方とのバランスとかということもあると思いますが、当然専門的な技術を要する分野に配属するとかということもあって、後ろの方で技術的な委託料なんかもふえてきていますので、職員のバランスですね。今後どういうカーブを描いていくのかという見通しをお尋ねいたします。

3点目です。15ページ、同じくさつき新規でということでもちょっとだけ質問があったんですが、一番下の設備保全管理技術支援業務委託料につきまして、もう少し詳しくご説明をお願いします。

それから4点目です。16ページなんですけれども、ここに工事請負費というのがあります。ここで緊急修繕工事は16年度はどんなことが予想されるか、予定しているか、毎年この修繕工事は場所とかが変わってくると思いますけれども、16年度はどんなことなのか。それからその上の外部防犯用照明工事ということなんですけれども、これはどのぐらい、どこにどういうふうを設置していくのかということをご説明ください。

以上です。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） 1点目の役務費の労災保険料がなくなっているという理由でございますが、これにつきましては、その上の4節の共済費、こちらに臨時職員等社会保険料等で5万4,000円計上させていただいておりますので、節を移節したということで、従来と変わりございません。

それから、臨時職員の人数等でございますが、現在、臨時職員につきましては、技術系につきましては5名でございますが、16年度については6名を予定してございます。今後につきましては、この技術、ノウハウを持っている方をお願いいたしますので、退職者の人数で増減があらうかと思っております。退職者を再雇用するような形で採用していきますので、それによって人数は多少増減はいたしますけれども、そんなに多くはならない予定でございます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） それでは、私の方からまず技術支援の関係のもう少し詳しくというようなお話でございまして、従来このプラントメーカー、どこの施設でもそうなんですけれども、性能保障ということでメーカーと随意契約をせざるを得ないというような側面がございまして、そういうふうな中で我々も積算業務できちっと積算をしているわけなんですけれども、やはり二者間という対応なので、いろいろとご指摘を受けているところございまして、具体的な内容といたしましては、まず工場の必要性の評価、どうしてこの工事をやるんだらうというような、従来ですとメーカーの概算見積りで我々がそこを精査しているんですが、第三者機関に入ってくださいまして、現地の検査及び今までの補修歴等、そういったデータも整理しながら客観的な必要性を調査していくということがまず1点目でございます。

それから、2点目としましては工事の内容の妥当性について、過去の整備実績や、メーカーの方の設計基準等を参考にしながら妥当性を調査していくと、それから最終的には工事金額について、今現在は東京都の積算基準等を使っていますけれども、そういうふうな基準を使いながらつくった積算について、妥当性をこれは評価をしていただくと、こういった具体的な内容になっております。

それから、緊急修繕工事の予測ということでございますけれども、予測はできませんので、緊急修繕工事で開けてみないとわからないというふうな実態がございまして、ご理解いただきたいと思っております。

それから、外部の照明の工事でございますけれども、ごみを計量する北側の側面に外灯用の電灯、それを五つぐらい横にずっと並べようと、これにつきましては一時この周辺に、ちょっと問題が出てきて、暗くて防犯上危ないのではないかと、周辺のPTAとか、周辺住民の方からそういうご指摘がございまして、工場を少し夜間でも明るくして、防犯対策をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森田昌巳） 3時まで暫時休憩いたします。

午後2時45分 休憩



○議長（森田昌巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番門間議員。

○8番（門間淑子） 15年度は5名、16年度は6名ということで、そうしますと今後この16名ぐらいの臨時職員というのはほぼ固定的な数字、大体6名ぐらいでずっといくんだよというふうにとらえてよろしいのでしょうか。それが一つですね。

それから、同じくこの設備保全管理技術支援業務委託料ですけれども、今のお話ですと、これは第三者の評価機関というふうに受けとめたんですけれども、そうなのかどうかということですね。もし第三者評価機関ということであれば、どういうところなのか、当然どこに、これは委託料ですから、委託するということになりますので、第三者評価機関というのは一つだけではないと思いますので、その委託にかかわる契約のあり方ですね。競争入札なのか、指名なのか、あるいは随意契約なのか、その委託のあり方をどんなふう考えていらっしゃるのか、それからその評価内容の公開、報告のあり方についてどのように考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） 臨時職員の件でございますが、まことに申しわけございません。訂正させていただきます。先ほど申し上げました臨時職員の人数につきましては、技術を持った職員の臨時職員でございまして、そのほかに清掃、あるいは事務という形で5人の臨時職員がございまして、合計11人というふうな形になっております。

それで、今後の臨時職員の人数でございまして、清掃及び事務職員については5人でずっといきたいと考えております。また技術を持った方につきましては、今後5年間で14人の方が、今年度を含めまして退職なさるという形になってございまして、その年度によって人数も若干、1名から5名というふうな差がございまして、その年によってある程度の増減はあろうかと思っております。

○議長（森田昌巳） 島田管理長。

○管理課長（島田善道） 2点目の件でございますけれども、評価機関かというご指摘でございますけれども、評価機関というよりは、むしろ我々が積算業務をしていく上に、先ほどご説明をしたような客観的な資料の作成とかいろいろ出てきますので、そういった側面を技術支援、要するにお手伝いをしていただくと、こういった側面の方が強いわけでありまして、当然我々としては今後定期補修工事、かなりコストがかかるというようなこともございまして、それを技術支援をいただきながら、積算業務等に反映をしていくと、したがって、最終的な積算業務はすべてうちの方できちっと責任を持つことになりまして、それに対していい悪いではなくて、少しこういうふうに考えましようとか、この単価はこういうふうな情報がありますよとか、そういった技術的な側面で支援をしていただくと、こういった感じになります。

それから、契約につきましては、いわゆるいろいろこういうふうな支援業務につきましては、民間業務ではなくて、現在考えているのは、財団法人であります東京都の外郭団体で東京都環境整備公社というところがございまして、そこがもう専門的に廃棄物の経験を有した職員がたくさんいます。その財団法人と随意契約をしてきたいと考えております。

以上です。

○議長（森田昌巳） 8番門間議員。

○8番（門間淑子） 再々質問です。ただいまの技術支援に関してですが、財団法人環境整備公社ということでした。その評価内容ですね。要するに技術支援のプロセス、要するにこういう業務がある

からそこに対して委託料を払うわけですね。だからその委託料に対してどういう技術支援、あるいは仕事があったのかというその仕事の内容についての公開と申しますか、契約内容ですね。逆に踏み込んでいえば。それはどういうふうになされますか。それは議会に報告されますか。あるいはこちらが情報公開を求めれば出てきますか。その環境整備公社の方に求めるのか、どちらでしょうか。環境整備公社が行った仕事の内容と、それに対する契約金を見る場合の情報公開と申しますか、報告はどうなされるのか、お聞きします。

○議長（森田昌巳） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 情報公開につきましては、当然うちの積算業務の中で事務的な必要な資料等作成していきます。予定価格、それから細かい積算の数字はともかくとして、その段階までいく場合に、いろいろな炉の中へ一緒に潜ってもらったり、それから過去のそういう工事の実績を調べてもらったり、そういうふうな業務を一緒にやるわけですから、当然その辺は報告として、うちとしてまとめなければいけませんので、裏付けをとるために。そういった資料については当然情報公開で求められれば、その辺の今の炉の状態はこうでしたというような形の情報は当然公開をしていくと、ただし、シビアな金額の面については、契約した後なら何とかでしょうけれども、その前に金額の細かいところまではまだ検討する余地があるのかなということです。いずれにしても、金額にかからないいろいろな部分については、公開できるというふうに考えております。

○議長（森田昌巳） ほかにございませんか。2番小池議員。

○2番（小池信一郎） ただいまの8番議員と重複するかもしれませんが、臨時職員の雇用なんですけれども、再雇用と、それから公募、その辺のウエートをどちらに置いているのかなということと、それと大分人件費を削減されておりますけれども、この先雇用するに当たって再雇用にウエートを置かれるのか、一般公募にウエートを置かれるのか、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（森田昌巳） 森田事務局長。

○事務局長（森田義男） ただいまのご質問でございますけれども、先ほどの8番議員のご質問にお答えしましたように、この15年度から始まりまして5年間で14人の定年退職者が発生いたします。それぞれ技術を持った方が多いわけでございまして、この技術、特にこのプラントにつきましては特殊な技術でございますので、これを活用していきたいというのが私どもの考えでございます。

したがって、再雇用につきましてはできるだけこれを活用していきたいというふうに考えております。ただ、14人という中でこれが全部再雇用でいくかといいますと、この辺のところもございません。

したがって、これは16年度で検討していこうというふうに考えておりますけれども、そろそろ一般採用をしていかななくてはいけないのかなというふうに考えております。全体の中で人事体制というのは考えていきますけれども、そのような中では一般の採用も踏み切っていくべきを得ないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（小池信一郎） わかりました。

○議長（森田昌巳） ほかにございませんか。11番松山議員。

○11番（松山 清） 1点だけ。予算を見ますと、公債費が非常に重くのしかかっているわけですが、今年度21億9,900万円ですか、元利あわせて。これはピークはいつごろになりますか。その辺のときの金額についてちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） 公債費のピークの年度でございますが、元金だけのピークでございますと平成21年度で20億3,159万円ほどでございます。元利償還の部分では平成18年度、22億3,112万円ほどになっております。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） ほかに。3番大坪議員。

○3番（大坪国広） 7ページの雑入のところなんですけど、ちょっと認識不足かもしれないので確認したいんですが、先ほど管理者の方から肉骨粉を8トンから5トンにしたという話を受けて、新たに2,990万円減らされたということは、どういうふうな理解をすればよろしいのか。単純に「あれ、肉骨粉はもうやらないのかな」ときてしまうんですけども、その辺の確認をしたいんです。

○議長（森田昌巳） 森田事務局長。

○事務局長（森田義男） 肉骨粉につきましては、先ほど管理者の説明にもございましたように、昨年の12月に8トンから5トンということで協定を結びまして、現在受け入れをしております。ただ、この中で、来年度の話でございますけれども、国に、東京都におきましても、これは現在焼却施設で焼却しているわけですが、これをセメント工場の原材料にしたいというような意向でございます。順次そちらの方に移行していくというようなお話を伺っております。

したがって、4月以降の関係がどうなるのか、今のところ予測が付きません。したがって、この雑入の中では科目存置的に措置をさせていただいておりますので、このような大きな数字が出てしまったということもございます、実際に4月になりましてその辺のところははっきりして、歳入が入るようでしたら、申しわけございませんが、補正予算等で対応させていただきたいということでございます。

以上でございます。

○3番（大坪国広） わかりました。

○議長（森田昌巳） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号及び議案第3号の2件については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、平成16年度西多摩衛生組合予算及び議案第3号、平成16年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8、議案第4号、財産の無償譲与についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま議題となりました議案第4号、財産の無償譲与につきましてご説明申し上げます。

この財産の無償譲与につきましては、羽村市より当組合が所管する雨水配水管を公共用下水道事業の活用に供するため譲与してほしい旨の申請書が提出されたものでございます。

正副管理者会議で検討した結果、譲与しても何ら支障がなく、維持管理の上でもその方が望ましいという結論に達しましたので、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定によ

り議会にお諮りしようとするものであります。

詳細につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） それでは、財産の無償譲与についてご説明申し上げます。

譲与する物件につきましては、お手元にご配付してある資料のとおりでございますが、鉄筋コンクリート製の雨水管で、所在地は羽村市4225番地ほか都道163号線に敷設されているものでございます。数量は直径600ミリで、長さは386.05メートルでございます。

譲与する相手方は、東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1、羽村市長並木心でございます。

譲与する理由は、公共用下水道事業に供するため、羽村市へ譲与するものでございます。

恐れ入ります。裏面をごらんいただきたいと思っております。

羽村市に無償譲与する排水管の位置図でございますが、オレンジ色で示されているもので、当組合敷地の北東の角にございます放流口付近の道路境界線上から都市下水路の接続口までの386.05メートルの排水管でございます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。1番木原議員。

○1番（木原武雄） これは確認をいたしますけれども、譲与の相手方、羽村市長並木心君というふうになっておりますけれども、こういうことが通常行われているのかどうか、羽村市長ということで、それから名前が載っているんですけれども、こういう譲与の仕方というのは今まで慣例であったのかどうかということだけ確認をいたします。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） この譲与の相手方のことでございますけれども、恐らく民法108条の双方代理の禁止の規定にかかわることかと思っておりますけれども、この西多摩衛生組合と羽村市はともに独立した法人でございますので、その移管替えがございまして不利益が生じないものですから、このような形の契約について東京都の方にも確認をいたしまして、この形で大丈夫ということございました。

○議長（森田昌巳） 1番議員。

○1番（木原武雄） 再質疑します。いわんとすることはわかるんですけれども、私ども素人考えからしますと、羽村市長並木心に、呼び捨てにして申しわけないんですが、譲渡するというような錯覚を起こすわけなんですけれども、これはそういうふうなことで、今後何ら支障がないというふうなことなのかどうか、もう1回確認します。

○議長（森田昌巳） 森田事務局長。

○事務局長（森田義男） おっしゃられることはよくわかるんですが、羽村市ということで、代表者ということでこういう形になろうかと思っておりますので、その辺は何ら違和感はないというふうにご考えてございます。

以上です。

○1番（木原武雄） 終わります。

○議長（森田昌巳） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、財産の無償譲与についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第5号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま議題となりました議案第5号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての件につきましてご説明申し上げます。

本案は、構成市町を含む20市町村で組織されておりました多摩地域農業共済事務組合が平成16年3月31日をもって解散することに伴い、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体のうちから多摩地域農業共済事務組合を脱退させる必要が生じたため、地方自治法に基づき議決依頼がまいったものでございます。

改正の内容でございますけれども、別表中「多摩地域農業共済事務組合」を削るものでございます。附則として、この規約は東京都知事へ届け出の日から施行し、平成16年度4月1日から適用するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（森田昌巳） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成16年第1回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時20分 閉会